かつしか青色

No.314

〒125-0062
東京都葛飾区青戸7－1－21
TEL 03-3602-6565　FAX 03-3602-7267
E-mail　katushika-aoiro@siren.ocn.ne.jp
ホームページアドレス　katushika-aoiro.com

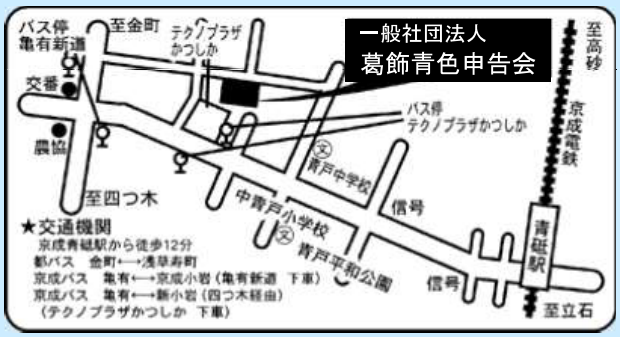

平成29年分決算・確定申告・消費税相談会のご案内（予約制）

― 予約はお済みですか？ ―

既に定員満了となっている日程もございますが、ご予約がお済みでない方は早急にご連絡ください。
※予約なしでは相談会を受けることができません。必ずご予約をお願いいたします。

予約日当日は、予約時間の**10分前**までにご来所をお願いいたします。

〈相談会日程〉1/15～3/12・・・決算・確定申告相談会　3/13・3/14・・・訂正申告期間
3/16～3/26・・・消費税相談会
〈受 付 時 間〉9:00/9:40/10:20/11:00　13:00/13:40/14:20/15:00

◆確定申告書に事業主のマイナンバーを記載する必要があります。※扶養家族がいる場合、扶養親族のマイナンバーも記載します。
◆マイナンバーの記載ある確定申告書を申告会でお預かりする際、同意書を記入いただきます。同意書に事業主の署名・捺印をいただきますので、印鑑をご持参ください。
◆決算・確定申告書の提出方法によりマイナンバー関連の対応が異なります。
〈e－Tax（イータックス＝電子申告）をご利用の方〉・・・各個人のマイナンバーを控えてご来所ください。
〈紙提出の方〉・・・事業主の本人確認書類（個人番号カードまたは通知カードと運転免許証等）のコピーをご持参ください。
※扶養家族の分の本人確認書類は不要です。

◆平成29年中に土地・建物の譲渡や株の売買のあった方は、税理士先生による指導日〈2月2日（金）・14日（水）・18日（日）〉と、決算・確定申告相談会の計2回の予約をお取りください。消費税相談会もご利用の場合は、計3回の予約となります。
◆株の譲渡やFX取引（外国為替取引）の申告がある場合、電話予約の際に必ずお伝えください。
◆会員ご家族のA申告書（給与所得・年金所得の方）の作成を希望される場合は、準会員制度に加入していただき、人数分の準会員年会費の2,000円を頂戴 します。
◆相談会の期間中は、お電話での記帳に関する質問等はご遠慮ください。
◆当会には駐車場はございません。近隣のコインパーキングが混み合っている場合もございますので、自転車やバイク、公共交通機関をご利用の上、ご来所ください。
◆記帳の進捗状況や内容によって、青色申告特別控除65万円を10万円に変更させていただく場合もございます。

各納付期限のお知らせ

税　　目	現金での納付期限	振替納税の振替日
所得税及び復興特別所得税	3月15日（木）	4月20日（金）
消費税及び地方消費税	4月　2日（月）	4月25日（水）

振替納税をご希望の方は、
相談会に下記を持参ください
◆通帳　※個人名義が良
◆届出印

事務局よりお知らせ

◆創立記念日のため、3月20日（火）は休館となります。
◆3月6日（火）は会費と青色共済の引落日です。預金残高のご確認をお願いいたします。

変更あり！消費税改正に伴うレジ補助金のご案内

複数税率（軽減税率）対応のレジの新規導入または既存のレジを改修する等、下記の内容で補助金が受けられます。

補　助　率	◆導入・改修費用：原則2/3 ◆導入費用が3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：3/4
補助額上限	レジ1台あたり20万円　複数台を導入する場合等は、200万円を上限
補 助 対 象	◆レジ本体　◆レジ附属機器　◆機器設置に要する経費
申請のタイミング	機器を導入または改修して全ての支払いが完了した後、速やかに申請

この度、軽減税率対策補助金の期限の取扱いが変更となりました。

〈現行〉平成30年1月31日までに申請　→　〈変更後〉平成**31**年**9**月**30**日までに**事業完了**

補助金の申請受付期限につきましては、上記の事業完了期限（レジの設置・改修等が完了していること）に合わせて設定される予定です。具体的な申請受付期日は、公表され次第かつしか会報で掲載いたします。

詳しくは、軽減税率対策補助金事務所までご連絡ください。　TEL　0570－081－222

決算書作成時の注意点

下記の勘定科目に経費にならない支払額を計上されている方が見受けられますので、ご自身の記帳内容との確認をお願いいたします。

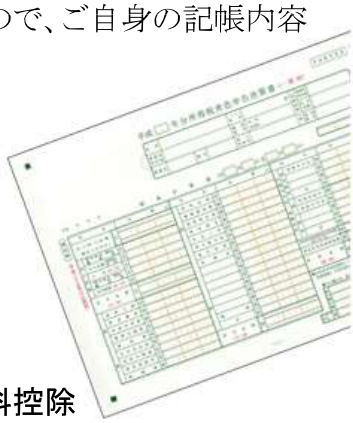

◆各種税金の支払額

○ 事業税、固定資産税、自動車税、消費税　等　→〈決算書〉租税公課　等

× 所得税、住民税、相続税、贈与税　等　→〈決算書〉経費になりません

※居住地と事業所が別の区（市）の場合、事業所に係る住民税は経費になります。

◆各種社会保険料等の支払額

○ （国民）健康保険、国民年金、国民年金基金　等　→〈申告書〉社会保険料控除

生命保険料　→〈申告書〉生命保険料控除

小規模企業共済、確定拠出年金　→〈申告書〉小規模企業共済等掛金控除

× 〈決算書〉経費になりません　※損害保険料、福利厚生費、諸会費等に誤計上されていることがあります。

◆一人親方労災保険料の支払額

○ 一人親方労災保険料　→〈申告書〉社会保険料控除　／　組合費　→〈決算書〉諸会費　等

× 全額（保険料＋組合費）を、〈決算書〉経費 または〈申告書〉控除 に計上することはできません

◆事業用借入金の元金

○ 元金　→〈決算書〉経費になりません　／　利息　→〈決算書〉利子割引料

× 全額（元金＋利息）を、〈決算書〉経費 に計上することはできません

◆車両購入費等の分割払い

○ 購入時に減価償却資産に計上し、その資産に相応しい耐用年数で　→〈決算書〉減価償却費

※減価償却資産として計上しているため、毎月の分割払いは経費になりません。

× 〈決算書〉車両関係費、リース料　等

青色会員親睦旅行のご案内

明治維新から150年！大河ドラマ「西郷どん」ゆかりの鹿児島と
復興応援熊本に行く！指宿・霧島温泉三昧

◆旅行期間（2泊3日）
6月14日（木）
～6月16日（土）

◆旅行代金
（大人お一人様あたり）
2名1室利用／98,500円
3名1室利用／95,300円
4名1室利用／93,300円

◆申込締切
出発日の2ヶ月前

葛飾都税事務所からのお知らせ

葛飾都税事務所　TEL　03－3697－7511（代）

東京都主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

２月は固定資産税・都市計画税第４期分の納期です（２３区）

２月は、23区内の固定資産税・都市計画税第4期分の納期です。お手元の納付書により、お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、2月28日（水）までにお納めください。なお、現在口座振替をご利用中の方の振替日も2月28日（水）となります。

納税には、安心で便利な口座振替がご利用いただけます。申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）までお問い合わせください。

このほか、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。ぜひご利用ください。

東京商工会議所 葛飾支部からのお知らせ

※会員・非会員問わずご利用いただけます。

〈マル経融資のご案内〉 無担保！無保証！手数料無！

金利１．１１％（平成30年1月18日現在）※葛飾区より3年間、支払利子の50%が補助されます。
◆融 資 対 象　従業員20人以下の法人・個人事業主の方（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下）
◆融資限度額　2,000万円　◆返 済 期 間　運転資金7年以内／設備資金10年以内
◆必 要 書 類　2期分の決算書及び確定申告書の写し等　◆相 談 時 間　平日9:30～12:00／13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く　※本制度の取扱いは、平成30年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

〈専門家による窓口相談〉 無料！要予約！　◆相談時間　13:00～16:00

◆行政書士　2月1日（木）、3月1日（木）　◆弁 護 士　2月14日（水）、3月14日（水）
◆税 理 士　2月6日・13日・20日・27日、3月6日・13日・20日・27日（すべて火）　◆社会保険労務士　2月26日（月）、3月26日（月）

東京商工会議所 葛飾支部　葛飾区青戸7－2－1テクノプラザかつしか3F　TEL　03－3838－5656

決算・確定申告相談会をご利用の方へ

決算・確定申告相談会のご利用にあたり、ご自身の昨年（平成28年分）の確定申告書Bの控えの第二表（裏面）を参照いただき、該当する源泉徴収票や控除証明書等のご持参をお願いいたします。

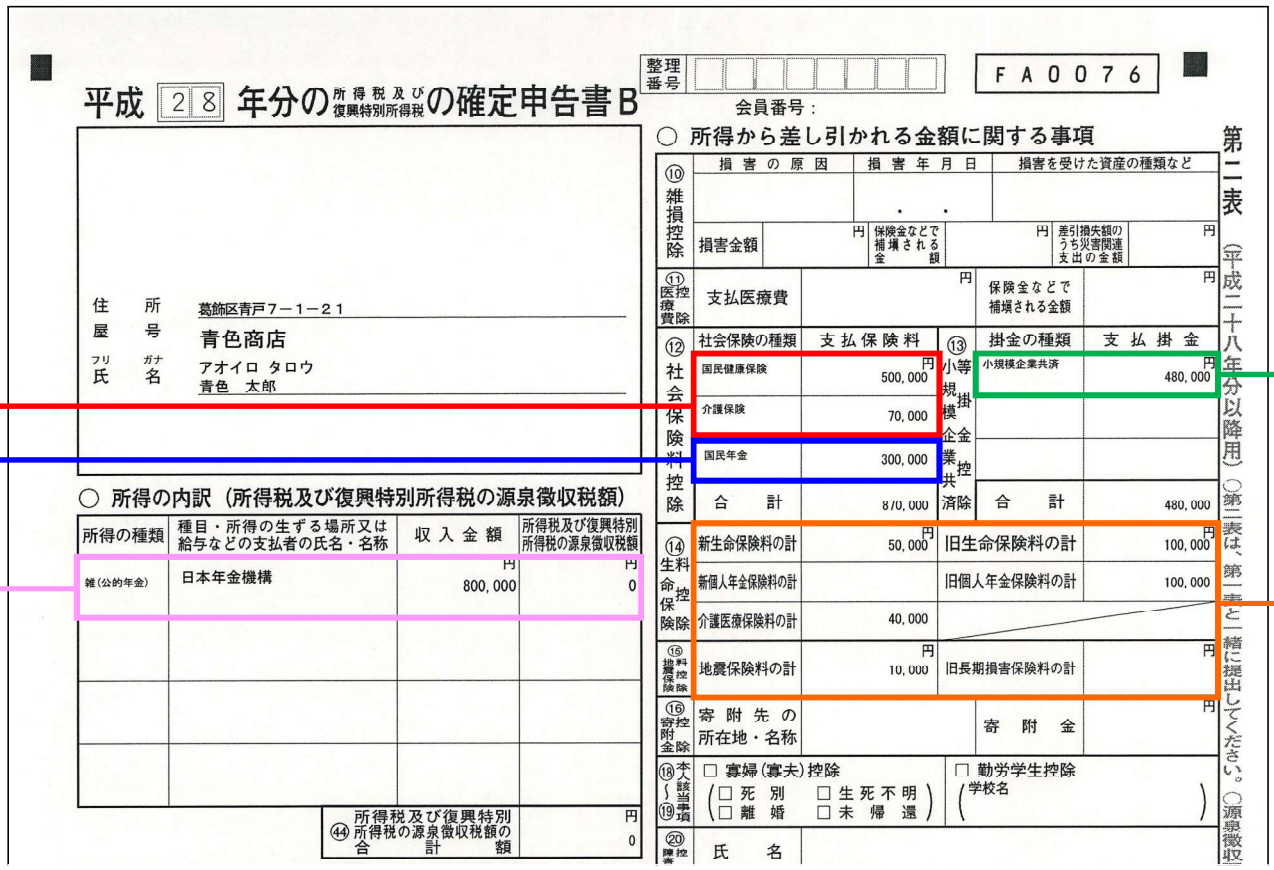

◆公的年金等の源泉徴収票は、1月中旬～下旬にかけて順次発送されています。誤って②の年金額改定通知書等をご持参される方が多いので、ご注意ください。

再発行依頼先：葛飾年金事務所　03−3695−2181
ねんきんダイヤル　0570−05−1165

◆その他、給与所得のある方は給与所得の源泉徴収票、事業所得より所得税が天引きされている方は支払調書をご持参ください。

○ ①源泉徴収票

※昨年と色が違います

× ②年金額通知書

◆社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は、11月上旬に発送されています。
※一部の方は2月上旬

再発行依頼先：
ねんきん加入者ダイヤル
0570−003−004

◆小規模企業共済掛金払込証明書は、11月中に発送されています。
※10月～12月に加入された方は2月上旬

再発行依頼先：
共済相談室
050−5541−7171

◆国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等は、平成29年中の支払額を集計してください。

◆各生保・損保会社等の発行する控除証明書をご持参ください。

※源泉徴収票や控除証明書はイメージ図です。平成29年分はデザインや色が異なる場合がございます。
※住宅借入金控除の適用を受けている方は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書をご持参ください。
※医療費控除の適用を受ける方は、11月号会報をご覧ください。